

資料編

2. 四万十町地域公共交通網形成計画策定に至る経過

経過	会議名	協議の内容
平成 31 年 4 月 17 日	四万十町地域公共交通 活性化協議会設立総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十町地域公共交通活性化協議会設立について ・ 四万十町の公共交通の現況と課題について ・ 四万十町地域公共交通網形成計画の策定について
令和元年 6 月 18 日	第 2 回 四万十町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的現況調査項目の確認 ・ 住民ニーズ調査方法の確認 ・ 今後のスケジュールの確認
令和元年 10 月 21 日	第 3 回 四万十町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十町の現状 [社会状況編] ・ 四万十町の現状 [移動手段編] ・ 四万十町の現状 [住民アンケート調査より] ・ 四万十町の現状 [通学アンケート調査より] ・ 四万十町の現状 [ヒアリング調査より] ・ 現状の整理 ・ 中間報告を踏まえた意見交換 ・ 今後の事業推進について
令和 2 年 1 月 28 日	第 4 回 四万十町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十町地域公共交通網形成計画(素案)について協議 ・ 今後のスケジュール ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 2 年 2 月 10 日 ～ 2 月 18 日	四万十町地域公共交通 網形成計画 [最終素案] の委員への送付及び意 見集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十町地域公共交通網形成計画 [最終素案] について
令和 2 年 2 月 21 日 ～ 3 月 16 日	パブリックコメントの 実施	
令和 2 年 3 月 24 日 ～ 3 月 27 日	第 4 回 四万十町地域公共交通 活性化協議会 [書面決議]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十町地域公共交通網形成計画の策定へ

2. 四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱

四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、32人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 1人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 4人
- (3) 住民の代表 3人
- (4) 高知運輸支局長又はその推薦する者 2人
- (5) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長
- (6) 高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長
- (7) 高知県窪川警察署長又はその推薦する者 1人
- (8) 道路管理者 1人
- (9) 学識経験者 1人
- (10) 町職員 6人
- (11) その他町長が必要と認める者 11人

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

3. 四万十町地域公共交通活性化協議会委員名簿

区分	団体または機関等	役 職	氏名
四万十町	四万十町	副町長	森 武士
交通事業者	四国旅客鉄道株式会社	高知企画部長	田岡 弘久
	株式会社四万十交通	路線事業部 総務課	猪野 健良
	有限会社丸三ハイヤー（本社）	専務取締役	三浦 ひろみ
	有限会社十和ハイヤー（十川）	代表	芝 和寿
道路管理者	高知県須崎土木事務所 四万十町事務所	工務課長	山崎 明洋
国土交通省	国土交通省四国運輸局 高知運輸支局 総務・企画観光部門	首席運輸企画専門官	上戸 康弘
	国土交通省四国運輸局 高知運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 圭
高知県	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課	課長	岡田 哲也
	高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課	課長	池上 香
警察	高知県窪川警察署	交通課長	細川 卓也
利用者代表	住民または旅客(窪川地区)		國元 豊美
	住民または旅客(十和地区)		谷崎 直子
住民代表	四万十町区長連絡協議会	会長	船村 覺
学識経験者	高知県公立大学法人 高知工科大学 システム工学群	准教授	西内 裕晶
医療関係	医療法人川村会くぼかわ病院	用度・管財課長	植村 耕平
	四万十町国保診療所	事務長	川村 裕之
福祉	社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会	会長	八木 雅昭
	特定非営利活動法人 地域支援の会 さわやか四万十	代表理事	中平 由起子
商工	株式会社ハマヤ	代表取締役社長	濱崎 隆
	一般社団法人四万十町観光協会	事務局	清藤 周作
四万十町	四万十町健康福祉課	課長	野村 和弘
	四万十町教育委員会	教育次長	熊谷 敏郎
	四万十町企画課	課長	山本 康雄
	四万十町企画課まちづくり推進室	副課長兼室長	大元 学